

長野工業高等専門学校国際交流センター規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第13条第2項の規定に基づき、本校国際交流センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本校における国際交流に関する統括的な業務を実施し、本校の国際交流を推進することにより、国際社会で活躍する人材の育成に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 教育研究における国際化に関すること。
- 二 海外派遣学生への支援に関すること。
- 三 留学生への支援に関すること。
- 四 国際交流に関すること。
- 五 センターの予算に関すること。
- 六 その他センターに関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる職員をもって組織する。

- 一 センター長
 - 二 センター長が必要と認める職員
- 2 センター長は、本校教員の教授又は准教授の中から、校長が指名する。
 - 3 センター長は、校長の命を受け、センターの管理運営に関することを掌理する。
 - 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 第1項第二号に規定する職員は、本校教職員の中から、校長が指名する。
 - 6 センターに副センター長を置くことができる。
 - 7 副センター長は、第1項第二号に規定する職員の中から、センター長が指名する。
 - 8 副センター長は、センター長の命を受け、その業務を補佐する。その他の職員は、第3条に規定する業務に従事する。
 - 9 第1項第二号に規定する職員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第5条 センター長は、会議を招集し、その議長となる。

2 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した職員がその職務を代行する。

(職員以外の者の出席)

第6条 センター長は、必要あると認めたときは、第4条に規定する職員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月4日 一部改正)

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。